改正案の背景――その影響

独禁法

制裁強化先行に混乱の可能性

中小企業保護の声 色濃く

不当廉売課徴金制度実現へ一歩

今国会で提出が予定されている独占禁止法改正案。法案の内容について自民党内で事前審査する自民独禁法調査会（堀内光雄会長）が14日、「改正案について自民党としてすべて了承したということではない」（堀内会長）と歯切れの悪さを残しながら、公正取引委員会の説明を了承する形で終わった。これにより独禁法の改正は成立に向けて大きく前進した。自民独禁調と公取委との攻防をとおして、建設業界への影響を探る。

昨年5月から再開した自民独禁調は、7月の参議院選挙を控え、当初から「都市と地方の格差拡大」「中小企業の疲弊」を理由に、中小企業政策重視の考えが色濃く投影されていた。

6月に集中的に開かれた会合では、地方建設業界疲弊の大きな要因とされ続けてきたダンピング（過度な安値受注）問題が、「中小企業が悲鳴を上げている。地域ごとに再度（公取委がダンピング調査を）すべきだ」（佐藤剛男事務局長）と、独禁調としても地方建設業界の疲弊への配慮を見せた。

◇　◇

昨年6月末には公取委が過去にインターネットオークションで先例がある1件だけを対象に、大規模工事で不当廉売を適用し警告を行った。

もともと不当廉売と判断するための構成要件は、「著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給」という価格要件と、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」の影響要件の2つがある。

そのため価格要件を満たすためには、継続性が前提という解釈が建設業界でもほとんどだった。しかし公取委は、価格要件で定義した文言の解釈について「（継続供給をうたっている）前段ではなく、後段部分を適用した」と、価格要件の継続性が絶対条件ではないと説明した。

しかしこの時、公取委は「今後も大規模工事について1件でも不当廉売の対象とするケースはありうる」としながらも、警告より重い行政処分（排除措置命令）適用については、「構成要件は厳格」と難しさをにじませていた。

また、前回改正時の国会審議では「構成要件が難しい」（竹島一彦委員長）と不当廉売など不公正な取引方法への適用に法的な問題を理由に否定的見解を示していた。だからこそ公取委が、排除措置命令以上により厳格な構成要件が求められる不当廉売への課徴金制度の導入に最後まで難色を示したのも当然だった。

◇　◇

しかし昨年7月、参議院選挙で自民党は歴史的大敗により参院第1党の座を落ちたことと、一層の原油高騰による影響の懸念が潮目を変えた。

昨年10月。公取委から、談合の主導的企業への課徴金の加算や「除斥（じょせき）期間」の延長のほか、優越的地位の乱用と不当表示へ課徴金制度を導入する一方で、不当廉売への課徴金制度の導入を見送る考え方が示された。

この時、独禁調は経済産業省が日本経団連の従来主張に呼応するように「審判制度廃止」と「中小企業対策の観点からの不公正な取引方法にも課徴金制度を導入すべき」ことを表明したことで、中小企業対策・保護を全面に打ち出した。

昨年11月の会合では、最前列の傍聴席をほとんど占め、地方の中小ガソリンスタンド経営者の声を代弁させる業界団体関係者を前に、経産省が不当廉売への課徴金制度の導入を正式に表明したときには、出席議員から拍手が起きるほど盛り上がった。

そのため、競争秩序への悪影響が顕在化しない段階で課徴金をかけることへの問題と、不当廉売の定義そのものの見直しという法的課題を提示する公取委の主張はかき消されていた。

結局、公取委は今月、不当廉売への課徴金制度の導入要件として、〝2回繰り返し〟という継続性を盛り込んで、不当廉売への課徴金制度導入の実現へ一歩踏み込んだ。

結果的に、あいまいな「おそれ」の解釈や構成要件の厳格化の議論がなにもないまま建設業界は、入札参加資格停止期間最大3年など、企業の存続を左右しかねない別の制裁を受ける可能性を、公取委の運用に委ねる結果となった。

◇　◇

建設業界にとっての影響は、優越的地位の乱用にも課徴金制度が導入されるなど、不当廉売への課徴金制度の導入だけにとどまらない。

否定された事業者団体による団体訴訟の独禁法への導入論も、依然としてくすぶっている。

なにより、設計変更協議に応じないことや、発注者側の理由による工事中断リスクの受注企業への転嫁など、公共調達制度の問題が解決されないなかでの、中小企業政策を目的にした制裁強化は、さらなる混乱という形で裏目に出る可能性をはらんでいる。

20年 2月 20日
建設通信新聞